

龍谷大学

公認会計士監査の現状と課題

- 会社法と金融商品取引法による法定監査
- 公認会計士と監査業務の現状
- 監査品質に関する自主規制と公的規制

2021年11月29日

公認会計士・監査審査会

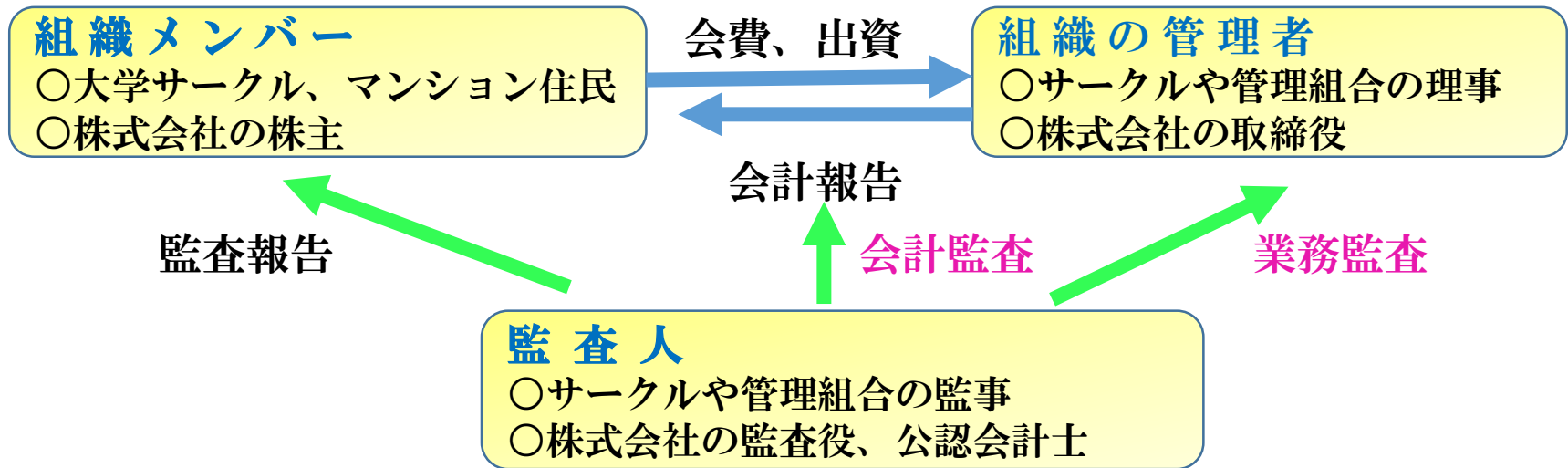
会長 櫻井 久勝

I 法定監査

会社法と金融商品取引法

- 法定監査と任意監査
- 金商法と会社法の法定監査制度
- 財務諸表の信頼性の確保

監査の基本構造



団体メンバーから会費や資金を受取って、メンバーのために使用し管理する者は、
①メンバーの利益を最優先に考えて活動し、②その結果を正しく報告する責任がある。

【**受託責任**：Stewardship】

【**会計責任**：Accountability】

その責任が的確に果たされているかを調査し、メンバーに報告するのが監査である。

業務監査は管理者の行為の的確性、会計監査は会計報告の的確性について監査する。

社会的な影響が大きな組織の監査は、法律で強制されている。例：会社法・金融商品取引法

各種の法定監査

■法定監査：公認会計士による監査が法律で強制されているケース

・金融商品取引法に基づく公認会計士監査

投資者が、企業の実力を表示した適正な財務諸表に基づいて、株式や債券の売買の意思決定を行い、その結果として経済全体の資金配分が効率化されることを目指す

・会社法に基づく会計監査人監査

株主が、適正な計算書類に基づいて、株主総会で役員人事その他の議決権を的確に行使できることを目指す。また、配当が利益の範囲内で行われたことを確認し、債権者を保護する。

- ・私立学校振興助成法による学校法人監査、国立大学法人法による国立大学法人の監査
 - ・労働組合法に基づく労働組合監査
 - ・政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- その他

■任意監査

法令等で要求されないが、依頼を受けて、監査サービスを提供する場合

【学校法人監査】独立監査人の監査報告書

学校法人真宗大谷学園 理事会御中

2021年5月24日

宮岸公認会計士事務所 京都府京都市 公認会計士 宮岸雅英
北浦公認会計士事務所 京都府京都市 公認会計士 北浦康崇

監査意見

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、2015年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人真宗大谷学園の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人真宗大谷学園の2021年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

- 監査意見の根拠
- 計算書類の対する理事者及び監事の責任
- 計算書類の監査における監査人の責任
- 利害関係

公認会計士による監査業務の現状

■監査業務の種類別状況

種別	法定監査						任意 監査	合計
	金商法・ 会社法	金商法	会社法	学校 法人	労働 組合	その他		
社数	3,991	333	5,377	1,679	423	3,460	5,162	20,425
割合%	19.5	1.6	26.3	8.2	2.1	17.0	25.3	100.0

2019年度に各監査事務所から提出された業務報告書に記載の被監査会社数を集計

金商法と会社法の外部監査制度

■ 金融商品取引法 第193条の2

第1項：財務諸表の適正性に関する監査

[対象] 取引所に株式を上場している会社

所定の非上場会社

- ・ 50人以上の不特定者に対し、有価証券の取得を勧誘する方法で、1億円以上の資金調達を行った会社
- ・ 株主数 1,000人以上の会社

第2項：内部統制報告書の適正性に関する監査

[対象] 取引所に株式を上場している会社

■ 会社法 第436条2項1号

計算書類の適正性に関する監査（内部統制報告書の監査はない）

- [対象] (1) 大会社（資本金 5 億円以上または負債合計200億円以上）：会社法328条
(2) 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社：会社法327条5項
(3) 会計監査人を任意に設置した会社：会社法326条2項

< 監査法人による金商法・会社法監査の状況（2019年度） >



財務諸表の信頼性の確保

■ 財務諸表は会社の成績表

会社法のもとで、利害調整に利用され、

金融商品取引法のもとで、情報提供に利用され、資本市場の機能を促進する。

ただし、財務諸表は会社自身が作成するので、常にすべてが真実とは限らない。

■ 会社が利益額を操作する動機

〈利益捻出〉

① 有利な資金調達 ----- 銀行借入、社債発行、新株発行のいずれも、利益が大きいほど有利

② 経営者の個人的利益 ----- 地位の保身、利益連動報酬（給与が会社の利益に比例する制度）

〈利益圧縮〉

③ 節税 ----- 利益に課される税金を減らすために利益を削減

④ 有利な交渉の展開 ----- 利益が多すぎると各種の交渉（取引価格・賃上げ・増配など）で不利

■ 利益操作の予防と発見のための監査の実施

- ・ 監査とは、会社から独立した会計専門家である公認会計士が、財務諸表の正しさについて行う調査。
- ・ 会社法は「会計監査人監査」とよび、大会社（資本金5億円以上または負債合計200億円以上）に対して強制。
金融商品取引法は「公認会計士監査」とよび、上場会社などに対して強制。

経済社会のインフラである会計の信頼性を守る仕事が、公認会計士による「監査」である。

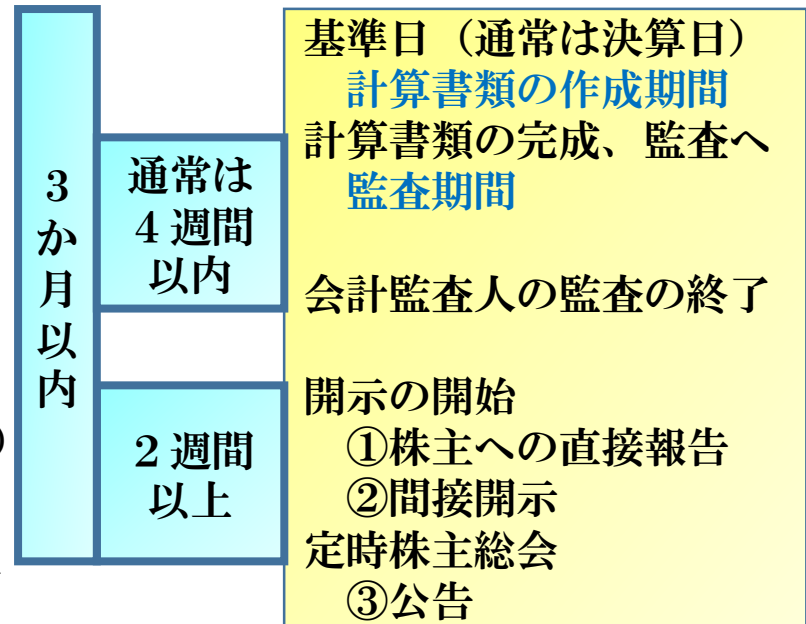
Ⅱ 監査業務

公認会計士と監査業務の現状

- 監査業務の季節的集中
- 大手監査法人への集中と国際連携
- 独立性の強化策
- コロナ禍の影響
- K A M: 監査報告書の改善

会社の決算日程

- 財務諸表の作成（かつては決算日から5週間）
- 監査役等と会計監査人による監査
（書類受領後、通常は4週間）
- 決算取締役会→取引所で決算発表
（上場会社平均で決算日後40日程度）
- 法人税法による税務申告と納税
（決算日から2ヶ月内、申告のみ3ヶ月まで延期可）
- 会社法の開示（株主総会の2週間前までに）
 - ①株主への直接報告、②株主・債権者への間接開示
 ※株主は役員人事や配当案の諾否の投票準備に利用する
- 定時株主総会（基準日から3ヶ月以内に開催）
 - ③公告（金商法適用会社は免除）
- 金融商品取引法による有価証券報告書の提出（決算日から3ヶ月以内）→EDINETでの公開
- 金融商品取引法による四半期報告書の提出（四半期末から45日以内）→EDINETでの公開



監査業務の季節的集中

- 上場企業の決算月の分布

決算月	企業数	%	時価総額	%
3月	2,373 社	62%	594 兆円	79 %
12月	495	13	92	12
2月	215	6	25	3
9月	176	4	9	1
6月	140	4	9	1
その他	414	11	29	4
合計	3,813 社	100	758 兆円	100

- 3月決算への集中：期末の監査業務が3～5月に集中
- 四半期決算との重複：決算月が6月・9月・12月なら、
3月決算企業の四半期レビューとも時期的に重複する

公認会計士の状況

■公認会計士

登録者数 32,478人（女性の割合は 14.5%）

うち監査法人所属者 13,834人、大手監査法人所属者 10,523人

■監査法人

- 大手監査法人 4：トーマツ、あずさ、EY新日本、PwCあらた
上場国内会社 100社以上、かつ、常勤の監査実施者 1,000名以上
- 準大手監査法人 5：太陽、PwC京都、東陽、仰星、三優
上場国内会社 50社以上、かつ、常勤の監査実施者 100名以上
- 中小監査法人 249
- 個人/共同事務所 2,033

■ある大手監査法人の状況

- 業務収入(売上高) 1,146億円＝監査業務収入 809億円＋非監査業務収入 337億円
- 監査証明業務数 3,296件＝金商法会社法 914＋金商法 10＋会社法 1,112
＋学校法人 68＋労働組合 31＋その他 1,161
- 勤務者：社員573人＋使用人6,165人
(＝公認会計士2,633＋試験合格者1,293＋監査補助者2,189)

大手監査法人への集中

	監査法人全体	大手監査法人	構成 %
監査法人数	258 法人	4 法人	1.6 %
所属会計士数	13,834 人	10,523 人	76.1
監査証明業務	20,425 件	11,949 件	77.0
金商法・会社法	3,945 社	2,751 社	69.7
金融機関	122 機関	111 機関	91.0
I F R S	219 社	189 社	86.3
I P O	93 社	62 社	66.7
会社法	5,362 社	4,224 社	78.8
学校法人	1,557 法人	212 法人	13.6
監査業務収入	3,275 億円	2,649 億円	80.9

監査業務の国際連携

- ・ 大手および準大手監査法人は、国際ネットワークのメンバーとして加入している。
- ・ 日本の監査法人が、ある上場会社の海外子会社を監査する場合、みずから出向くより同じ国際ネットワークに所属する現地の監査法人に監査業務を委嘱することが多い。
- ・ 結果として、国際ネットワークどうしの間で競争が行われている。

	日本法人	所属する国際ネットワーク	
大手4法人	トーマツ	DTT	Deloitte Touche Tohmatsu Limited
	あずさ	KPMG	KPMG International Cooperative
	EY新日本	EY	Ernst & Young Global Limited
	PwCあらた	PwC	PricewaterhouseCoopers International Limited
準大手5法人	太陽	GT	Grant Thornton International Limited
	PwC京都	PwC	PricewaterhouseCoopers International Limited
	東陽	CG	Crowe Global
	仰星	NEXIA	NEXIA International Limited
	三優	BDO	BDO International Limited

非保証業務の提供の制限

- ・ 被監査会社に対して、監査証明以外の次のような非保証業務を提供することは、**独立性の阻害要因**となるため、禁止または制限されている。
- ・ ただし、被監査会社でない企業に対してであれば、公認会計士の名称を使用してこれらの業務を提供することができる。（公認会計士法 第2条 第2項 業務）
 - ① 経営者が担うべき責任を、経営者に代わって担うこと
 - ② 会計帳簿の記帳代行や、財務諸表の作成
 - ③ 企業価値の評価などの評価業務
 - ④ 税務業務
 - ⑤ 内部監査に関する支援などの業務
 - ⑥ 情報システムの設計や構築に関連する業務
 - ⑦ 訴訟支援に関する業務、および財務諸表に影響を及ぼす法律業務
 - ⑧ 被監査会社の役員などの採用に関する業務
 - ⑨ 資金調達など、コーポレート・ファイナンスに関する業務

監査の継続年数の制限

パートナー・ローテーション制度

■長期継続の長所と短所

長所：被監査会社の特徴や監査要点を熟知した効率的な監査実施が可能

短所：マンネリ化して問題点を察知できない危険、外見的な独立性の疑念

■制限の導入 2003年の公認会計士法の改正

- ・ 所定企業の監査に従事する業務執行社員と審査担当社員について、
継続監査期間の上限を7年、最短インターバルを2年とする。
- ・ 対象 ①会社法上の会計監査人設置会社（資本金100億円未満かつ負債総額1000億円未満を除く）
②金商法の監査対象会社（資本金5億円未満または売上高10億円未満であり、
かつ負債総額200億円未満の非上場会社を除く）
③銀行、保険会社

■制限の強化 2007年の公認会計士法の改正

- ・ 大規模監査法人（上場の被監査会社100社以上）において上場会社の監査を担当する
筆頭業務執行社員と審査担当社員について、
継続監査期間の上限を5年、最短インターバルを5年とする。

報酬依存度の制限

■被監査会社から報酬を受けることの合理性

- ・ 財務諸表は経営者が作成するので、部外者からみれば、利益操作の疑念がつきまとう。
- ・ 公認会計士監査により疑念を払拭してもらわない限り、経営者は信頼を獲得できない。
- ・ 企業が公認会計士に支払う監査報酬は、最終的には株主の負担になるが、株主はその費用負担により、信頼性の高い財務諸表を入手することができる。

■被監査会社から報酬を受けることのリスク

- ・ 被監査会社の意に添わなければ、仕事を失う危険があるので、問題がある財務諸表でも付度により適正意見を表明してしまうおそれがある。
- ・ たとえそうでなくとも、利害関係者から疑念を持たれる可能性がある。

■報酬依存度の制限による対応

そこで、1つの被監査会社からの報酬が、監査法人の収入の15%を超える場合、

【現行の制度】 その監査法人の構成員ではない公認会計士に委嘱して、

- (a) 監査意見の表明前に、監査業務に関する審査をうけるか、または
- (b) 監査意見の表明後において、監査業務の定期的な検証を受ける。

【導入予定の制度】 その企業を監査できる期間を最長5年に制限する。

コロナ禍の影響と制度的対応

■企業決算や監査業務への影響

- 企業決算：決算作業の遅れ、不確実な経営環境
- 監査業務：棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査など、
広範囲における監査実施上の制約

■金融庁や協会等による制度的対応

- 金融庁
有価証券報告書等の提出期限を一律に令和2年9月末まで延長
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表
- 日本公認会計士協会
「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を公表
- 企業会計基準委員会
「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表

監査事務所における コロナ禍の影響と対応

■ 出勤状況

- ・ 緊急事態宣言中は原則として在宅勤務
- ・ やむをえない理由での出勤時は安全対策と感染拡大防止の対策を実施

■ 品質管理部門の対応

- ・ 監査チームが直面する課題や監査リスクに対応したガイダンスの提示、その他の支援

■ とくに影響を受けた監査手続

被監査会社からの資料入手、実地棚卸立会、売掛金等の確認、海外グループ監査

■ 重要な課題 継続企業の前提に関する評価

会計上の見積りに使用される将来計画の検討

コロナ禍の影響に係る仮定に関する追加情報の開示の評価

被監査会社による内部統制の変更の有無と影響の検討

■ 監査実施上の対応

- ・ リモート監査（被監査会社へ赴かない監査業務の実施）
- ・ 電子データでの資料の受領と真正性の確認
- ・ 被監査会社とのウェブ会議システムの活用

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

ソフトバンクグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士

中川正行 ⑩、山澄直史 ⑩、酒井 亮 ⑩、増田裕介 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンクグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定された国際会計基準に準拠して、ソフトバンクグループ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

監査上の主要な検討事項（KAM）

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

連結財務諸表監査における監査人の責任

K A M（監査上の主要な検討事項）

■監査上の主要な検討事項（K A M:Key Audit Matters）とは

- ・ 財務諸表の監査において、**監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項**
- ・ 監査の過程で、監査人が監査役等と協議した事項の中から選定する。

■目的 **監査の透明性の向上により、監査報告書の情報価値を高める。**

■期待される効果

- ・ 監査の信頼性を向上させ、監査に関する財務諸表利用者の理解の深化に役立つ。
- ・ 監査役等とのコミュニケーションや、経営者とのディスカッションを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に役立つ。

■監査報告書への記載事項

①K A Mの内容 次ページ参照

②監査人がK A Mであると決定した理由

影響の不確実性または経営者の判断、影響の重要性、専門的な知識や技能の必要性、他

③監査における監査人の対応

経営者等への質問、分析的手続、内部統制の評価、記録や文書の評価、専門家の利用、他

K A M初年度の実績

日本公認会計士協会の委嘱による「監査上の主要な検討事項の強制適用初年度における分析」2021年10月
【2021年3月決算の上場会社2,342社に関する調査】

K A Mとして監査報告書に記載された事項	連 結	個 別	合 計
① 固定資産の評価（のれんを含む）	1,100	563	1,663（31%）
② 収益認識（工事原価総額の見積りを含む）	567	561	1,128（21）
③ 繰延税金資産の評価	351	355	706（13）
④ 投融資の評価（投資有価証券、関係会社株式）	68	536	604（11）
⑤ 棚卸資産の評価（販売不動産を含む）	235	226	461（9）
⑥ 営業債権の評価（貸倒引当金）	154	126	280（5）
⑦ 債務の見積り（負債性引当金、偶発債務）	90	77	167（3）
⑧ 組織再編（対価の配分手続を含む）	92	28	120（2）
⑨ 継続企業の前提	25	40	65
⑩ I Tシステムの評価	22	20	42
⑪ 関連当事者取引	16	14	30
⑫ 新型コロナウイルス感染症関連	11	9	20
⑬ 金融商品の評価（デリバティブ、ヘッジ）	10	6	16
⑭ その他	61	41	102
合 計	2,802	2,602	5,404 22

Ⅲ 監査品質の規制

監査品質に関する自主規制と公的規制

- 規制の必要性と方法
- 公認会計士・監査審査会による公的規制

規制の必要性和方法

■自由市場経済における規制の必要性

- 市場メカニズムの有効機能のための所定条件が満たされない場合（**市場の失敗**）は、
規制を通じた資源配分への関与が必要
- 代表的ケース：①**公共財**（警察・消防など）、②**外部性**（環境汚染）、③**不完全競争**（独占・寡占の
料金規制）、④**情報の非対称性**（監査の能力や品質に関し、売手と買手の間で情報格差がある）
⇒能力保証のための国家試験制度、品質確保のための品質管理規制

■自主規制と公的規制の優劣

- 自主規制の長所**：①業界に蓄積された現場の知見の活用
②法律等の新設改廃を要さず迅速な対応が可能
③税金の投入を要さずコストの内部化が可能
- 自主規制の限界**：①関係者がお手盛りで得をしているという疑念を拭えない
②業界内で対立や分裂があれば、規制の民主的正当性が疑問視されることがある
③強制・制裁が法的根拠を欠き、規制の効果や国民の権利保護が不十分になることがある

■共同規制

規制の正当性や強制による効果をもつのは行政機関であるが、持てる資源（とくに人材・情報）に制約があるので、**自主規制と公的規制の共同規制が有効な効果をもたらす可能性が高い。**

品質管理の基準と制度

企業会計審議会： 金融庁	監査基準	一般基準 6 監査事務所レベルでの品質管理	一般基準 7 個々の監査業務レベルでの品質管理
	監査に関する 品質管理基準	2005年10月に制定、2007年3月期の財務諸表監査から適用 現在、基準改正の公開草案が提示されている 2023年7月以降に開始される監査法人の年度から適用予定 品質管理システムの整備運用、品質管理システムの構成項目、 監査事務所のリスク評価プロセス、カバナンスとリーダー シップ、職業倫理と独立性、契約の締結と更新、監査業務の 実施過程、業務運営の資源、品質管理システムのモニタリング、 監査事務所間の引継など	
日本公認会計士協会		品質管理委員会 報告書第1号 「監査事務所における品質管理」	監査基準委員会 報告書220号 「監査業務における 品質管理」
品質管理の制度 ○日本公認会計士協会による品質管理レビュー ○公認会計士・監査審査会による検査			

公認会計士・監査審査会の法的根拠

■公認会計士法 第35条

- 第1項 金融庁に公認会計士・監査審査会（以下、審査会）を置く。
- 第2項 審査会は次に掲げる事務をつかさどる。

第一号 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

第二号 監査事務所に対する審査及び検査等、ならびに必要なに応じて行政処分を金融庁長官に勧告

第三号 公認会計士試験の実施

第四号 その他、たとえば諸外国の関係機関との連携・協力

■審査会の組織

- 公認会計士法35条に基づき金融庁に設置された合議制の機関
- メンバー：会長1+常勤委員1+非常勤委員8

衆参両議院の同意を得て

内閣総理大臣により任命され、

独立して職権を行使

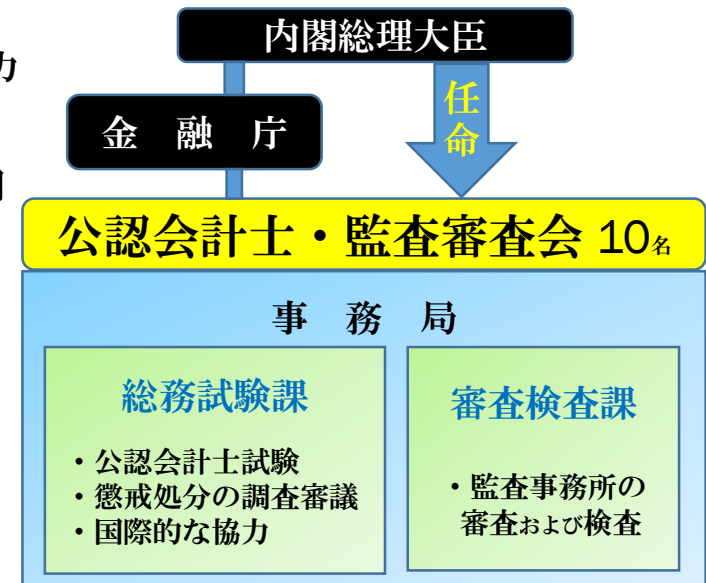
任期は3年、2004年4月の設置以来、

現在は第6期（2019年4月～2022年3月）

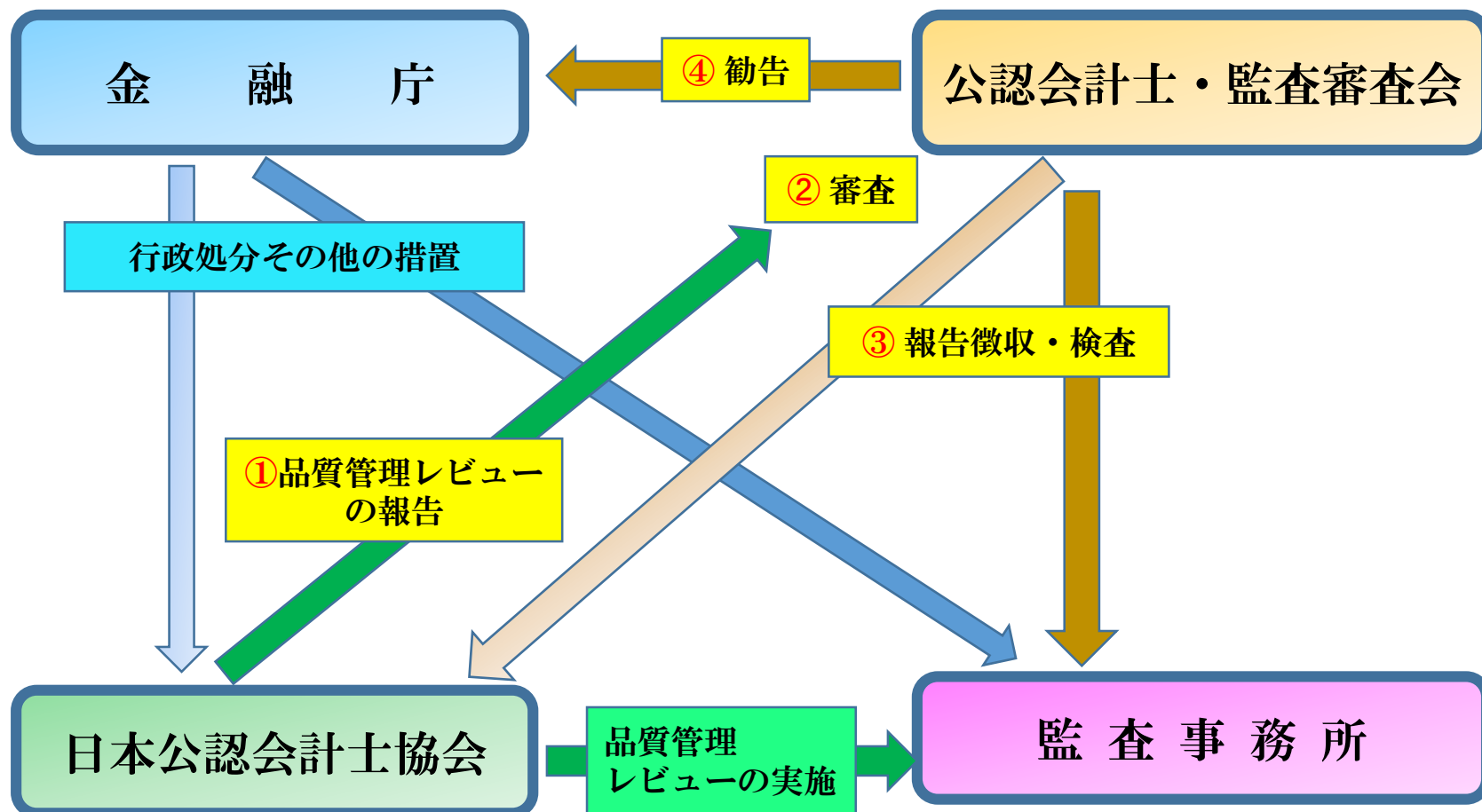
- 事務局：審査会の事務を処理するために事務局を設置。

事務局長の下、総務試験課（14名）と審査検査課（42名）で構成されている。

審査検査室には、監査法人での勤務経験がある公認会計士が多数含まれる。



審査会による審査・検査の制度



審査・検査の実績

step① 品質管理レビューの結果の報告受領

令和2年度の実績（実施先 55 監査事務所のうち）

重要な不備事項なし 52, 重要な不備事項あり 2, 極めて重要な不備事項あり 1

改善勧告事項：有 54, 無 1

step② 協会からの報告に基づく審査

審査の視点 (1) 監査事務所の監査業務が適切に行われているか
 (2) 協会の品質管理レビューが適切に行われているか

step③ 検査等 審査の結果、必要かつ適当と認める場合は

* 報告徴収：文書や面談による調査

* 立入検査：審査会が監査事務所に出向いて行う検査

step④ 勧告 必要があると認める場合、行政処分その他の措置につき、金融庁長官に勧告

年度／事務年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 01	令和 02
立入検査の件数	12	9	10	10	8
行政処分の勧告の件数	2	1	0	2	1

検査結果の通知

■ 検査結果通知書とその記載事項

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して**検査結果通知書**を交付して行う。

■ 「特に留意すべき事項」の記載

重要な不備事項を取りまとめ、**業務管理態勢・品質管理態勢・個別監査業務**の状況に応じて5段階の総合評価を付している。

＜記載例（総合評価2の場合）＞

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、**改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる**

- (1) **業務管理態勢** ガバナンス、業務運営上の問題を記載
- (2) **品質管理態勢** 品質管理のシステムに関する不備事項を記載
- (3) **個別監査業務** 監査業務上の不備事項等を記載

■ 5段階の総合評価の記載 平成28年度に着手した検査から開始

目的 ① 監査事務所に対して、審査会の評価を的確に伝える。

- ② 被監査会社の監査役等（監査事務所から検査結果の開示を受ける人々）が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにする。

総合評価の区分と分布状況

総合評価の表記	評価の意味	分布状況	
		大手・ 準大手	中 小
① 良好であると認められる（総合評価：1）	業務運営が良好と認められる場合。	—	—
② 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。	11	3
③ 改善すべき重要な点があり良好とは認められない（総合評価：3）	業務運営が良好でないと認められる場合。	7	5
④ 良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（評価：4）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。	—	5
⑤ 著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。	—	5

- * 「④ 妥当でなく、早急に改善する必要」と評価した監査事務所には、検査結果通知と同時に報告徴収を実施して、速やかな改善を促している。
- * 「⑤ 著しく不当」と評価した監査事務所は、金融庁長官に対して行政処分の勧告を行う。
- * 分布状況には、平成28～令和2事務年度に検査を着手・終了した監査事務所が集計されている。
- * 大手・準大手は全法人の集計であるが、中小は検査対象となった事務所のみの集計である。

ご清聴ありがとうございました。

輝かしい未来を築くために
充実した学生生活を送ってください。

櫻井久勝 自己紹介

略 歴 1952年生まれ
1971年4月～1979年3月 学生として神戸大学経営学部・大学院に在学
この間に 1977年3月 公認会計士 登録
1979年4月～2016年3月 教員として神戸大学経営学部に勤務
この間に 1992年10月 神戸大学から博士(経営学)の学位取得
2016年4月～2019年3月 教員として関西学院大学商学部に勤務
この間に 2015年9月～2018年9月 日本会計研究学会 会長
2019年4月～ 公認会計士・監査審査会 会長

主要著書 ①『会計利益情報の有用性』千倉書房、1991年3月。(博士論文)
②『財務会計講義』中央経済社、初版1995年、第22版2021年。
③『財務諸表分析』中央経済社、初版1996年、第8版2020年。
④『会计学入門』日経文庫、初版1996年、第5版2018年。
⑤『財務会計・入門』有斐閣、初版1998年、第14版2021年。(共著)
⑥『テキスト国際会計基準』白桃書房、初版2001年、新訂第7版2018年。(編著)